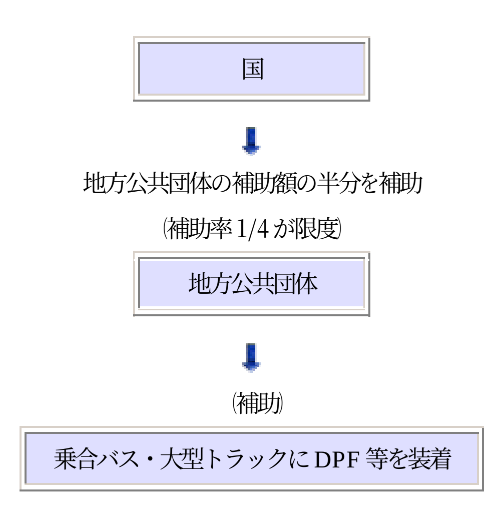
国土交通省 Ministry of Land,Infrastructure and Transport

○ ディーゼル微粒子除去装置（ＤＰＦ）等の導入支援のための補助制度を制定 －低公害車普及促進対策費補助金の受付開始－

国土交通省は，去る11月30日付けで「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」を制定し，同日から補助金の受付を開始することとしました．本補助制度は，早急に大気汚染対策を進める観点から，バス・トラック等の車種について，地方公共団体が行うＤＰＦ又は酸化触媒の導入に係る補助に対して，国がその補助額の半額を間接補助するものです．（詳しくは裏面参考資料をご覧ください．）

【フロー図】



補助事業の基準

・補助対象事業者

自動車ＮＯｘ法特定地域内に事業用ディーゼル自動車の使用の本拠の位置を有する自動車運送事業者で，計画的にＤＰＦ等を導入する者

・補助対象ＤＰＦ等

「粒子状物質低減装置の性能評価制度」（ ）において優良であると評価されたもの又は地方公共団体が認定したもの

詳細は，.国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha01/09/091206_.html）をご覧ください．

「粒子状物質低減装置の性能評価実施要領」については，本年12月を目途に告示予定.

問合せ先：自動車交通局技術安全部環境課

補助制度担当（内線42532），評価制度担当（内線42522）

TEL：03-5253-8111（代表）

○ 自動車のリサイクル部品の利用促進に関する調査結果（中間報告）がまとまりました

はじめに

1. 使用済み自動車からのリサイクル部品の利用を促進するため，自動車ユーザー及び自動車整備事業者等リサイクル部品の利用者がリサイクル部品の品質等に関する情報を適確に把握し，安心してリサイクル部品を選択できるようにするための方策について，平成13年1月から3月に実施した自動車整備事業者からの聞き取り調査，アンケート調査結果等をもとに検討を進め，今般，中間報告をとりまとめました．なお，この事業は国土交通省が三菱総合研究所に調査を委託し，同研究所が事務局となって学識経験者，自動車整備事業者，リサイクル部品販売事業者等関係業界の有識者からなる調査検討委員会（委員長：永田勝也早稲田大学教授）を設け，調査・検討を行ったものです．

2. この中で，良質なﾘサイクル部品の利用促進を図るには，①｢ﾘユース(再利用)部品｣や｢ﾘビルﾄ(再生)部品｣の定義をﾘサイクル部品供給事業者や自動車整備事業者等関係者間で共通化する必要があること，②ﾘサイクル部品の需要に適切に応えるため十分な在庫を確保すること，③部品の取引の際には，ﾘサイクル部品が取り付けられていた車両型式，走行距離等の情報に加え，付属品の有無，傷の程度などを正確に把握，伝える必要があること，④部品の供給者と利用者の責任範囲や保証の方法等を明確にすること，⑤ﾘサイクル部品の使用に際しては，自動車ユーザーに対して部品の価格，保証内容，納期などについて十分説明する必要があることなどの課題が明らかになりました．

3. 国土交通省では，これら課題の解決に向けて，ﾘサイクル部品の品質確保のために必要な情報項目，表示方法等に関するガイドラインの策定に今後とも取り組むこととしています．

4. 報告内容は，国土交通省のWebページ http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha01/09/091102_.html
問合せ先：自動車交通局技術安全部整備課 木場，林 03-5253-8599

○ 関連

12月5日(水) シンポジウム「成立間近の自動車ﾘサイクル法と最新技術」(自動車技術会主催)が開催されました．タイムﾘーな話題に予想を上回る約200名が聴講，活発な質疑応答が行われました．本シンポジウムのテキスト(会員価格：2,940円)をご希望の方は，E-mail：book@jsae.or.jpまたはFax：03-3261-2204で(担当)石神までお申込ください．

○ チャイルドシートアセスメントをはじめて公開します

1. 自動車事故対策センターの協力の下、チャイルドシート32製品の安全性能比較試験をチャイルドシートアセスメントとして初めて実施しましたので、その結果を公表します。チャイルドシートアセスメントの目的は、信頼できる安全性能評価を公表して、より安全な製品を選択しやすい環境を整えるとともに、製作者によるより安全な製品の開発を促すことによって、安全なチャイルドシートの普及を促進しようとするものです。

2. チャイルドシートアセスメントでは、安全基準を超える高い安全性能を評価する前面衝突試験と誤使用の防止対策を評価する使用性評価試験を実施しています。前面衝突試験の評価は、「優」、「良」、「普通」、「推奨せず」の4段階で表示しています。なお、「推奨せず」とされた製品も安全基準はすべて満たしています。また、使用性評価試験の評価は、チャイルドシートの使用実態を反映した5つの評価項目について5名の専門家が判定を行い、レーダーチャートで表示しています。

3. 乳児用の20製品の前面衝突試験の評価結果は、「優」が5製品、「良」が1製品、「普通」が8製品、「推奨せず」が6製品でした。「優」となった5製品のうち4製品が新基準適合品でした。

4. 幼児用の21製品の前面衝突試験の評価結果は、「優」に該当するものはなく、「良」が8製品、「普通」が5製品、「推奨せず」が8製品でした。新基準適合品及び欧州基準適合品は、いずれも「良」または「普通」の評価となりました。

5. 使用性評価試験の評価について、評価項目ごとに全製品の平均を求めたところ、取扱説明書等は3．1点、本体表示は3．4点、本体機構は2．8点、取付性は3．2点、装着性は3．0点となりました。

6. 公表方法としては、当省ホームページ「チャイルドシート・アセスメント情報」及び自動車事故対策センター(http://www.osa.go.jp/)に全文を掲載するとともに、地方運輸局、陸運支局等と自動車事故対策センターの支所等においてパンフレットを配布します。

7.

以上